

仕 様 書

島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が実施する家族介護教室事業業務は、この仕様書による。

1 目的

要介護高齢者等を介護する家族等に対し、要介護高齢者の状態の維持・改善を図るため、適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得させること等を内容とした教室を開催することにより、要介護高齢者等及びその家族の介護を支援することを目的とする。

2 対象者

高齢者を介護している家族、近隣の援助者及び家族介護に関心を持つ者を対象とする。

3 事業の内容

次に掲げる項目の講習等を実施する。

- (1) 寝たきりや認知症予防についての講話
- (2) 介護方法についての講話
- (3) 介護者の健康づくりについての講話
- (4) 介護技術の講習
- (5) 介護に関する相談
- (6) 介護サービスの利用方法
- (7) その他介護に関する手段

※休日やオンラインでの開催について検討し、就労中の介護者が参加し易くなるよう配慮すること。

※時間：1教室おおむね2時間程度、定員：5から30名程度

4 実施圏域・実施回数

別表のとおり

5 実施方法

(1) 実施者について

教室実施は、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、介護福祉士等の介護知識・技術が認められる者が実施担当者として教室を開催する。また地域のボランティア等をスタッフとして活用することができる。

(2) 事業の周知について

教室の周知（参加者募集を含む）は受託者が行うものとし、周知にあたりチラシまたはその他の媒体を使用する際は、組合からの受託事業である旨を明記するものとする。

(3) 実施場所について

原則として公共施設で実施するものとする。なお、場所の選定においては参加者の交通手段等に配慮すること。

(4) その他

教室参加費は無料とする。ただし、食材料費については参加者の実費負担とする。

6 委託料

実施教室数に1教室あたりの契約単価（消費税等を含む）を乗じた額とする。契約単価には人件費、傷害保険料、消耗品費、印刷費、通信運搬費、会場使用料、教材費等教室実施に係る経費を全て含むものとする。また、受託者は教室終了後に事業報告書とともに組合に委託料を請求するものとし、組合は正当な請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。

7 実施報告

教室実施が終了したときは、速やかに組合が定める事業報告書を教室ごとに作成し、教室開催時の様子がわかる写真及び参加者のアンケート結果を添付するものとする。

8 留意事項

(1) 参加者が5名に満たない場合は教室を実施できないものとする。

(2) 教室実施に必要な記録表（参加者名簿、実施計画及びその他資料）を整備するものとする。

(3) 教室実施に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分するとともに経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(4) 事故防止のために十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備することとする。

(5) 教室開催にあたっては、利用者の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 協議

教室実施に関して疑義が生じた場合は、組合と事業者で協議のうえ決定するものとする。